

壬生町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

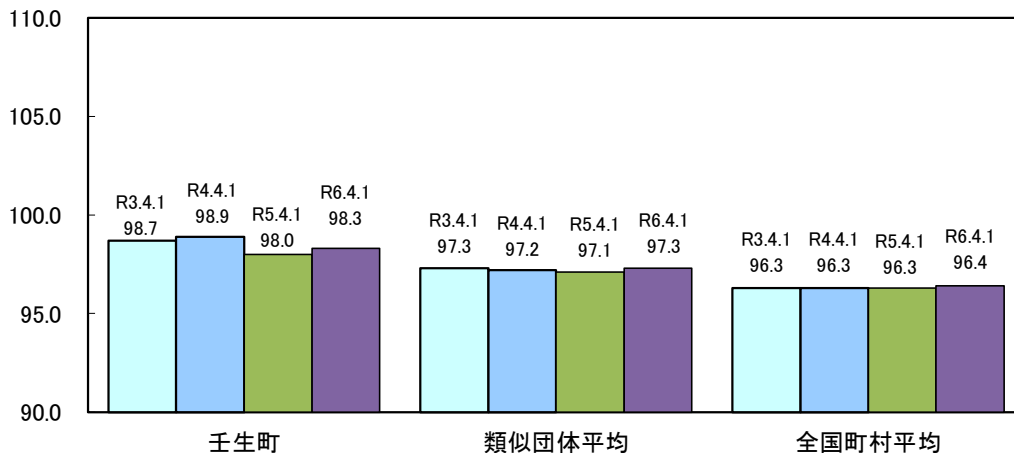
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	38,359	16,094,054	618,835	2,040,450	12.7	12.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	209	776,079	159,537	302,100	1,237,716	5,922	5,777

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和5年度	人事委員会を設置していないため未記入				%	%
						2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給 月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和5年度	人事委員会を設置していないため未記入				月	月
						4.6

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

制度なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	39.3 歳	298,600 円	361,052 円	323,697 円
栃木県	42.4 歳	321,023 円	391,027 円	351,292 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
壬生町	49.3 歳	10 人	271,600 円	303,100 円	285,600 円	—	—	—	—
うち学校給食員	60.1 歳	1 人	204,300 円	214,100 円	204,300 円	飲食物調理 従事者	46.6 歳	256,300 円	0.84
うち用務員	45.8 歳	2 人	261,800 円	278,900 円	276,800 円	他に分類されない「運転・操 縦」包括等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.14
うち自動車運転手	48.3 歳	3 人	290,500 円	345,300 円	311,033 円	常用自動車 運転者	61.8 歳	212,400 円	1.63
栃木県	53.7 歳	221 人	291,458 円	326,709 円	308,326 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.6 歳	6 人	294,467 円	327,123 円	313,418 円	—	—	—	—

区分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
壬生町	—	—	—
うち学校給食員	3,987,900 円	3,342,800 円	1.19
うち用務員	4,596,700 円	3,297,300 円	1.39
うち自動車運転手	5,577,300 円	2,765,800 円	2.02

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	34.0 歳	265,500 円	343,808 円	281,769 円
栃木県	43.0 歳	312,230 円	387,231 円	353,881 円
国	41.4 歳	353,051 円	—	429,500 円
類似団体	38.2 歳	287,365 円	372,551 円	315,031 円

④福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	41.4 歳	313,000 円	344,669 円	320,013 円
栃木県	40.0 歳	316,625 円	419,982 円	354,460 円
国	44.1 歳	337,496 円	—	386,299 円
類似団体	39.3 歳	284,651 円	320,431 円	303,436 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		壬生町	栃木県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	169,000 円	—
	中学卒	155,300 円	155,300 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,600 円	356,500 円	384,500 円	—
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

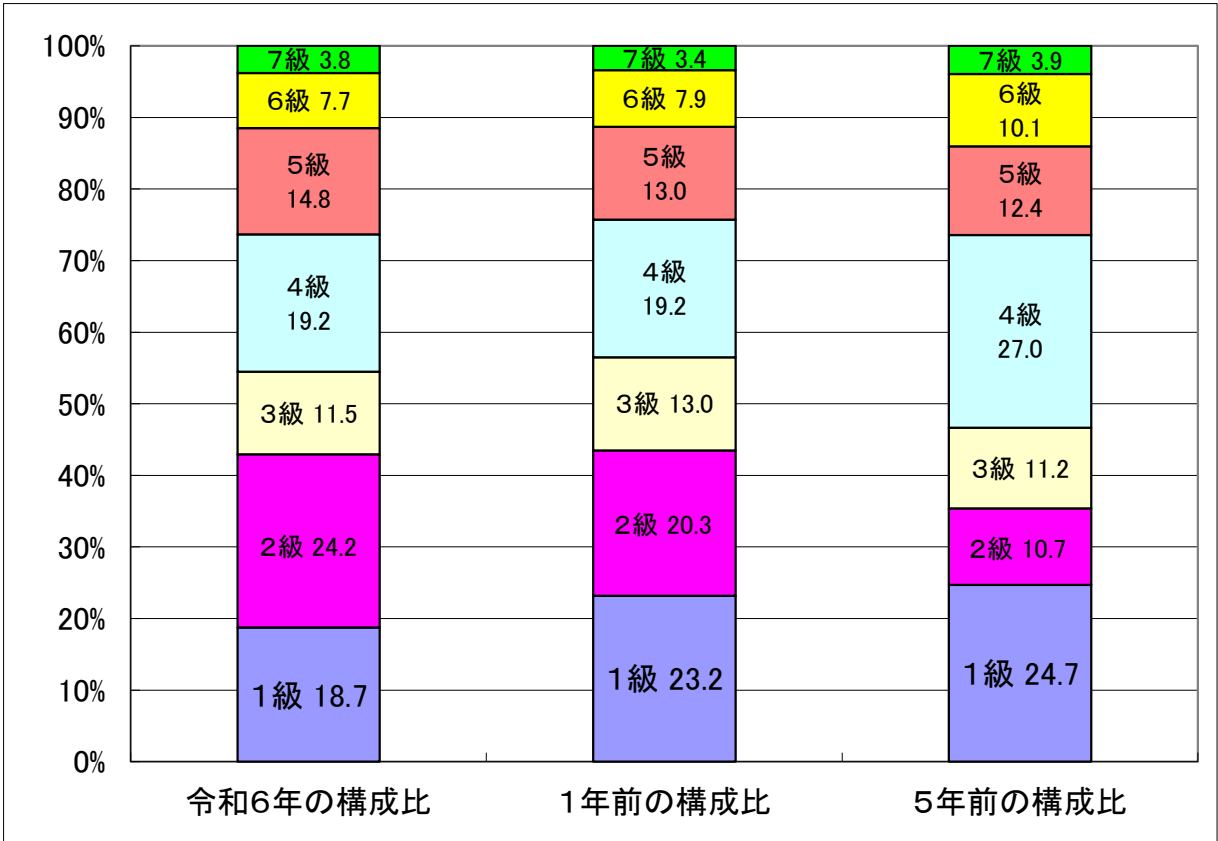
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和6年4月1日現在)

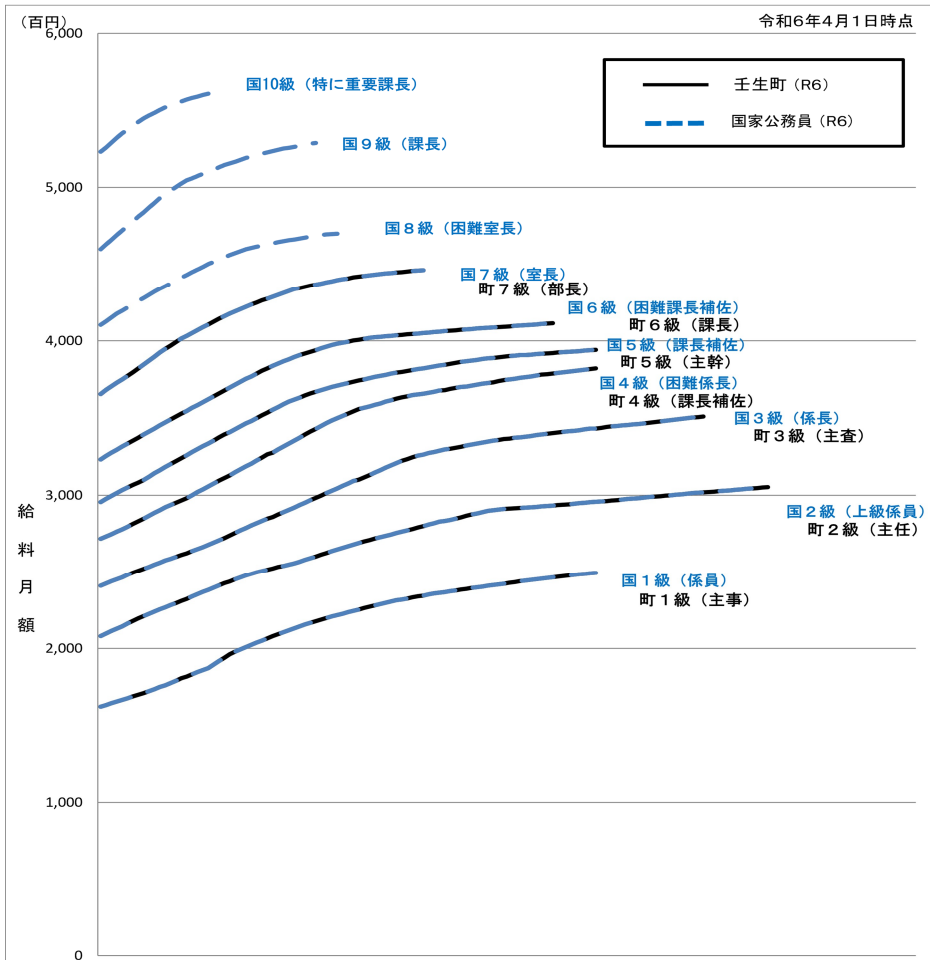
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長・教育次長・参事・議会事務局長の職務	7人	3.8 %	365,500円	446,200円
6 級	課長・事務局長の職務・困難な業務を分掌する主幹	14人	7.7 %	323,100円	411,300円
5 級	主幹の職務・困難な業務を分掌する課長補佐・困難な業務を分掌する事務局長補佐	27人	14.8 %	295,400円	394,000円
4 級	課長補佐・事務局長補佐・副主幹・係長・所長・園長・館長の職務	35人	19.2 %	271,600円	382,000円
3 級	主査の職務	21人	11.5 %	240,900円	351,000円
2 級	主任の職務	44人	24.2 %	208,000円	305,200円
1 級	主事・技師・保健師・保育士・栄養士・司書の職務	34人	18.7 %	162,100円	249,400円

(注) 1 壬生町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（壬生町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

壬生町	栃木県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,429 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,680 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（壬生町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

壬生町	国	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合	応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
(退職時特別昇給 制度無し)		
1人当たり平均支給額 815 千円 20,919 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
制度無し			

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		25 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		12,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度決算)		0.96 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事職員の特務手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症の防疫に従事する職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑のある患者の看護若しくは感染症の原因となる病原体の附着し、若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症の原因となる病原体を有する家畜若しくは感染症の原因となる病原体を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき	0 千円	日額600円
	うち、新型コロナウイルス感染症に関する防疫作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の感染のリスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で平常時には想定されない業務に当たることとなる病院や宿泊施設等の内部並びにこれら施設への移動時の動線上及び車内その他町長がこれに準ずると認める区域において、新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき	0 千円	日額4,000円以内
行旅死病人等収容作業従事職員の特務手当	行旅死病人等収容作業に従事した職員	行旅死病人又は変死人の収容、立会作業等に従事したとき	25 千円	日額5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	80,385 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	447 千円
支給実績(令和4年度決算)	95,711 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	488 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する手当 配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 父母等 月額6,500円 (16歳から22歳の子1人につき5,000円加算)	同じ	/	16,923 千円	228,690 円
住居手当	住宅を借り受け又は購入した職員に支給する手当 借家 家賃に応じ月額28,000円以内	同じ	/	14,417 千円	288,332 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は自動車等を使用した職員に支給する手当 交通機関利用者 運賃相当額 自家用車等利用者 月額2,000円～31,600円 支給限度額 月額換算55,000円	同じ	/	15,270 千円	68,169 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給する手当	部長 月額79,650円 参事 月額75,225円 課長、室長 月額62,325円 主幹(困難な事務を分掌するもの) 月額41,550円 主幹(上記以外) 月額39,660円 出張所長 月額29,616円 清掃センター所長 月額29,616円 とおりまち保育園長 月額29,616円	異なる	支給額	30,937 千円	618,741 円
宿日直手当	正規の勤務時間外に庁舎の保全等を目的とする勤務をした職員に支給する手当	日直勤務1回につき4,400円 (勤務時間が5時間未満の場合は勤務1回につき2,200円)	同じ		1,472 千円	11,409 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給 料 報 酬	町 長	850,000 円 ()	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 592,000 円	
	副 町 長	700,000 円 ()	760,000 円 / 530,000 円	
	議 長	400,000 円 ()	499,000 円 / 252,000 円	
	副 議 長	335,000 円 ()	430,000 円 / 202,000 円	
	議 員	300,000 円 ()	400,000 円 / 174,000 円	
	期末手当	町 長 副 町 長 議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.40 月分 (令和5年度支給割合) 3.40 月分	
退職手当	町 長 副 町 長 備 考	(算定方式) 850,000円×在職月数×0.42 700,000円×在職月数×0.25	(1期の手当額) 17,136千円 8,400千円	(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

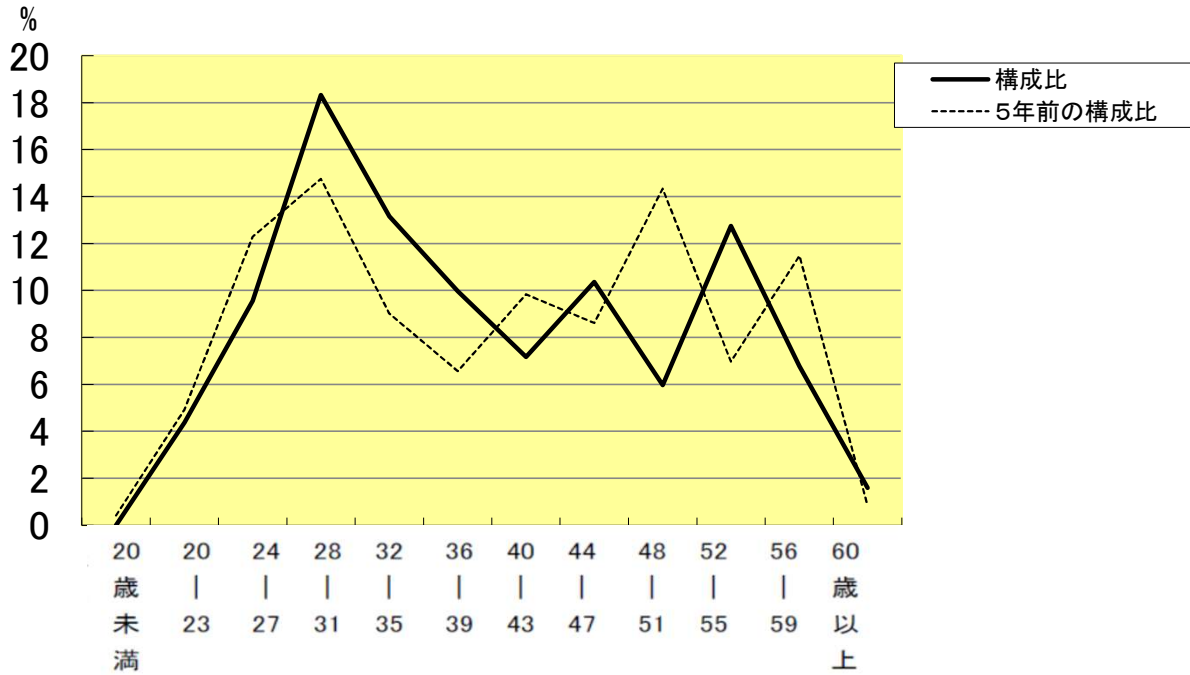
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	議会	3	3		
	総務企画	64	62	2	再任用職員から正職員配置に伴う職員増
	税務	12	12		
	民生	54	51	3	障がい者採用に伴う配置による職員増
	衛生	8	8		
	労働				
農林水産	13	13			
商工	5	5			
土木	30	28	2	派遣職員帰還に伴う職員配置による職員増	
	計	189	182	7	<参考> 人口1万当たり職員数 49.27 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 53.56 人)
	教育部門	30	27	3	職員配置見直しに伴う職員増
	消防部門				
	小 計	219	209	10	<参考> 人口1万当たり職員数 57.09 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 67.22 人)

公営企業等部門	水道	7	7	-2	事業完了による係廃止に伴う職員減 職員配置見直しに伴う職員減
	下水 その他	9 16	11 17	-1	
	小計	32	35	-3	
合計		251 [286]	244 [286]	7 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 65.43 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	11人	24人	46人	33人	25人	18人	26人	15人	32人	17人	4人	251人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		178	178	178	180	182	189	11 (106.2%)
教育		34	33	36	33	27	30	-4 (88.2%)
消防								
普通会計		212	211	214	213	209	219	7 (103.3%)
公営企業等会計		33	33	34	34	35	32	-1 (97.0%)
総合計		245	244	248	247	244	251	6 (102.4%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	520,639	101,102	55,757	10.7	10.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	8	29,210	3,948	11,374	44,532	5,567

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

一般行政職と同様に管理職手当を定率制から職名に応じた定額制に移行（平成19年度から）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
壬生町	43.7 歳	324,386 円	488,599 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事業者	—	—	—

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		壬生町(一般行政)	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,422 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,429 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

水道事業		壬生町(一般行政)	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分
最高限度 47.709 月分	47.709 月分	最高限度 47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
(退職時特別昇給	制度無し)	(退職時特別昇給	制度無し)
1人当たり平均支給額	- 千円	1人当たり平均支給額	815 千円
			20,919 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
制度無し			

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度決算)			%	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,922 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	275 千円
支給実績(令和4年度決算)	2,168 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	310 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	4職員の手当の状況 (6)その他の手当参照	同じ		750 千円	187,500 円
住居手当		同じ		千円	円
通勤手当		同じ		517 千円	73,886 円
管理職手当		同じ		748 千円	747,900 円
宿日直手当		同じ		62 千円	12,320 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	千円 1,398,901	千円 185,930	千円 55,597	% 4.0	% 4.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 11	千円 40,253	千円 8,099	千円 16,261	千円 64,613	千円 5,874

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

一般行政職と同様に管理職手当を定率制から職名に応じた定額制に移行（平成19年度から）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
壬 生 町	41.2 歳	303,730 円	491,539 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事 業 者	—	—	—

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		壬生町(一般行政)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,355 千円		1,429 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

下水道事業		壬生町(一般行政)	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分
最高限度 47.709 月分	47.709 月分	最高限度 47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
(退職時特別昇給	制度無し	(退職時特別昇給	制度無し
1人当たり平均支給額	— 千円	1人当たり平均支給額	815 千円
	— 千円		20,919 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
制度無し			

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度決算)		%		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	3,456 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	384 千円
支給実績(令和4年度決算)	2,900 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	414 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	4職員の手当の状況 (6)その他の手当参照	同じ		954 千円	238,500 円
住居手当		同じ		294 千円	294,000 円
通勤手当		同じ		503 千円	45,727 円
管理職手当		同じ		1,700 千円	566,580 円
宿日直手当		同じ		86 千円	9,533 円